

資料 3

通学区域制について

1、通学区域制度に関する法令の規定等

(1) 就学校の指定(学校教育法施行令 第5条第2項)

児童生徒の就学すべき学校については、住所地の市町村教育委員会が指定する。

(2) 通学区域

就学校の指定をする際の判断基準として、市町村教育委員会はあらかじめ「通学区域」を設定している。この通学区域については、就学校の指定が恣意的に行われたり、保護者にいたずらに不公平感を与えたりすることのないようにすることなどを目的として、道路や河川等の地理的状況、地域コミュニティが形成されてきた歴史的経緯等、それぞれの地域の実態を踏まえ、各市町村教育委員会の判断にもとづいて設定される。

(3) 就学校の変更(学校教育法施行令 第8条)・・・指定学校変更制度

市町村教育委員会から指定された就学校が、子どもの状況等に合致しない場合で、保護者の申立により、市町村教育委員会が相当と認める場合には、市町村内の他の学校に変更することができる。

(4) 通学距離に関する要件(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 第4条) 通学距離は、小学校では4 km 以内、中学校では6 km 以内とする。

2 通学区域制度に関する文部科学省の通知

(1) 通学区域の弾力的運用について(平成9年度)

- ・ 地域の実情や保護者の意向に配慮して、通学区域制度の運用の弾力化を図る。
- ・ 通学区域制度に関して広く保護者に周知するとともに、就学に関する相談体制の充実を図る。

(2) 学校教育法施行規則の一部改正について(平成14年度)

- ・ 指定学校変更についての要件及び手続きを明確化し、公表すること。

(3) 学校教育法施行規則の一部改正及び就学校の変更の取扱いについて(平成17年度)

- ・ 就学校を指定する通知に、指定の変更について保護者の申立ができる旨を示すこと。

3 本市における通学区域の設定及び 通学区域の弾力化への取り組み